

<論文>

## 内部統制に関わる監査役の責任に関する考察

### A Study of Responsibilityes of Audit & Bord members in Internal Control

麦 島 哲

#### 【目次】

#### はじめに

#### 1. 監査役と内部統制について

- (1) 問題の所在
- (2) 監査役の監査基準における内部統制
- (3) 内部統制
- (4) 経営者に対する監査機能

#### 2. 内部統制に関するケース

- (1) 概要
- (2) ニイウスコー社事例
- (3) 内部統制システムの構築を巡る判例の考え方
- (4) 役員のとるべき対応

#### 3. 監査役の責任に関する考察

- (1) 解釈論（私論）
- (2) 問題点の内容および趣旨
- (3) 監査役の責任に関する立法の提案題点の内容および趣旨

#### 4. 今後の課題

#### はじめに

コーポレート・ガバナンス（企業統治）問題の背景にあるのは、一方では絶えることのない企業不祥事や経営者の暴走であり、他方では「メインバンク制

の崩壊」「株式持合いの解消」「会計基準のグローバル化」「規制の変化」「情報伝達手段の発達」など日本型企业システムの見直しを迫る経営環境の激変である。「会社は誰のものか」、「会社とは何か」などの問いがある。

中心的役割を果たす経営者（役員：取締役・監査役他）に対するリスクに関するリスクマネジメントが重要である。その中でガバナンス体制の要としての監査役役割が重視されるようになってきたことは必然的な流れである。

そして、最近の裁判例は、取締役及び監査役の法的責任に対して、厳しい立場に立つようになっている。

本論では、最近の内部統制の強化の背景から、内部統制に関わる監査役の責任について考察したものである。

## 1. 監査役と内部統制について

### (1) 問題の所在

わが国の監査役制度は、株式会社の監査機関としてはきわめて特殊である。会社経営を担当する取締役の上位機関ではないため、取締役に対する監督者の立場にはない。むしろ会社を指揮すべき立場にもない。

また一方で、職業的監査人ではないため、監査役としての職務執行、ことに会計監査を行う際の手続、方法等についての知識・経験がないことが少なくない。このような監査役にいかなる任務が課せられているのであろうか。

監査役任務に関して会社法381条1項は、「監査役は取締役の職務の執行を監査する」と規定している。したがって、監査役任務となる「監査」の意義・目的ないしは役割に関しては、この規定の解釈を通じて明らかにされなければならない。

しかし、学説上は、監査を行う観点ないし程度の側面のみが争点として取り上げられ、監査役監査が、取締役職務執行の違法性（法令・定款違反の有無）のみを対象とするのか、それとも、その妥当性（合目的性）にも及ぶのかが論議されている。

それゆえ、この争点を除けば、監査役の法的地位、調査権、あるいは責任に  
いかなる法律上の特則性があるかなどに関する法解釈上の議論は少ない。論者  
の大半はむしろ、監査役制度の改革を主張する立法論や比較法的研究を指向す  
るきらいがあり、それはあたかも、現行の監査役制度の有用性を論証するこ  
とを放棄しているかのようにも考えられる。

わが国の株式会社経営の適正化を求めて監査役制度の再構築を模索する見解  
や、職業的監査人による会計監査の拡充を要請する見解などが有力に主張され  
ている。

しかし、現行法上の諸規定のいずれにも、監査役の積極的な監査を抑制する  
趣旨のものが含まれているわけではなく、また、少なくとも昭和49年の商法改  
正以後は、監査役制度の廃止が議論されたことはなく、むしろその活性化が求  
められ続けてきたことにかんがみると、立法論に立ち入る前に、現行の監査役  
制度を再検討し、その重要性を再確認するとともに、その有用性の要因を模索  
したうえで、何が法律上の課題なのかを検討するものである。

## (2) 監査役の監査基準における内部統制

現行商法および会社法が内部統制システムの整備を会社に求めていることは  
明らかであるが、条文上「内部統制システム」という用語は使われていない。  
これに対し、日本監査役協会の監査役監査基準は、「内部統制システム」を  
用語としても明確に使用している<sup>1)</sup>。

監査役は、業務執行はしないから、もっぱら、取締役会が内部統制システム  
構築の責任を果たしているか監査する、という職務を担うことになる。

平成16年2月に全面改訂された、監査役監査基準は、内部統制システムに関  
連する監査対象として、3つの事項を列挙している。①法令遵守体制②リスク  
管理体制③財務情報その他企業情報のディスクロージャー体制である。③が商  
法施行規則193条の規定と少し異なるとされる<sup>2)</sup>。

監査役の場合、自らが積極的に内部統制システムを構築するわけではないの

で、内部統制システム関連部門との情報交流、提携が重要となる。従って、取締役会からの定期報告（監査基準15条2項）、内部監査部門との連携および会計監査人からの報告（同条3項）取締役会への報告、助言・勧告（同条4項）など、他部門との協力が重要になる<sup>3)</sup>。

### (3) 内部統制

#### ① 内部統制概要

近年、企業による不祥事が続いた結果、決算書の数字が信用できないとの声があり、それを解決する為に財務報告に関する正確性を保つ仕組みとして内部統制が生まれた。

グローバル化の流れの中で企業が国際的競争力を身に付け収益力を高めるには、経営陣や従業員による業務執行が適正に行われ、健全かつ効率的な経営が行われることが必要である。また、証券市場が活性化してゆくには、企業情報、特に財務情報が適正に開示され、証券市場に対する内外の信認が高められることが必要である。そこで、法は、業務執行と財務報告の適正を確保するための仕組みとして、内部統制の構築を会社に義務づけるのである。

エンロン事件を機にアメリカで内部統制の問題が重要視されるようになり、SOX法の制定に至ったが、日本においても、アメリカの粉飾決算事件に類似した事件が相次ぎ、内部統制に対する議論が盛んになった。そして今年、証券取引法が改正され、金融商品取引法が成立するに至ったが、そこに至るまでの経緯について、今回の発表で説明した。日本版SOX法において参考にされたCOSO報告書は、強制力こそ持たないものの、具体的な内部統制の方法論と枠組みを示し、内部統制が企業全体にかかわるものであることを示唆している。これを踏まえた金融商品取引法では、証券取引法が、内部統制報告書制度について、内部統制システム自体に不備や欠陥があっても、市場に開示された情報の違法性を問うことで対処してきたのに対し、虚偽表示が認定できない場合でも、内部統制システムに問題があれば、早期に対応する必要があるとしてお

り、COSO報告書の趣旨が反映されているといえる。また会社法上では、内部統制システムの構築を義務づけているのが、上場会社全般ではなく、大会社に限定しているが、証券取引法上では、上場会社にもそれを義務づけているのである。内部統制システムの整備に莫大なコストがかかることを視野に入れても、証券取引法の目的が投資社保護である以上、上場企業がその負担を負ってでも内部統制システムの構築に尽力しなければならないのは、当然のことと言えるだろう。

日本では「金融商品取引法」と「会社法」の2つの法律から内部統制の構築が義務化されている。

内部統制が法制化されたのは、2002年にアメリカで制定された「企業改革法」(正式名称は「上場企業会計改革および投資家保護法」)、いわゆる「SOX法」においてである。

アメリカでは、2001年、総合エネルギーとITビジネスを行っていた大企業エンロンによる不正会計処理が明るみになり、エンロンは負債を抱え破綻した。また、2002年には、大手通信会社であったワールドコムにおいて同じく不正会計処理が明るみになり、ワールドコムは410も負債を抱え倒産した。

「SOX法」は、これらの大企業の不正会計処理および破綻を受け、企業会計や財務報告の透明性・正確性を高めることを目的として制定されました。本法律では、内部統制システムの構築・運用が経営者の義務とされ、その監査・監査意見表明が外部監査人の義務として規定されたのである。

#### (4) 経営者に対する監査機能

監査自体は、「人間の本質に根ざしたごく自然なもの」(Littleton[1933]p.296)として、紀元前から存在しているといわれている<sup>4)</sup>。

財務諸表監査を経済財のひとつと考えると、そのような財務諸表監査サービス市場が成立する要因は、モニタリング仮説、情報仮説、保険仮説の3つの仮説により説明することができる(Wallace [1986]、山浦 [2003])。そしてそれぞれの仮説から、財務諸表監査の3つの機能(モニタリング機能、信頼性付与機

能、保険機能)が導き出される<sup>5)</sup>。

両者の関係は、第1に、株主としての企業参加によるモニタリング機能への貢献が考えられる。これは、具体的には公開会社における会計監査人制度等により確保されている。すなわち、株主に外部的かつ客観的なチェックを与えた財務情報を提供することによって、株主が経営者の任免を行うことを支援している。また、乗っ取りや機関投資家等の影響が大きいため、市場によるチェックが困難な場合には、株主は社外取締役等との連携によりガバナンスに参加することを求める(龍田[2003])。

同様のことは株主以外のステークホルダーによるモニタリング機能についてもいえる。すなわち、銀行等の債権者や営業上の取引相手、雇用者等が監査済財務諸表を利用することにより、罪効率な経営者の排除や外部利害関係者軽視の経営者に懲罰を与えることを可能にさせる。

第2に、市場によるモニタリング機能を支援する。すなわち、財務情報に信頼性を付与することによって、その会計報告は多くの投資家の利用を導くことを可能にする。したがって、投資家の意向を汲まない経営を実施すれば、証券市場における株価は下がるため、結果として経営者の行動が抑制されることになる<sup>6)</sup>。

第3に、財務諸表監査によるゴーイングコンサーンの情報提供による将来指向のリスク・不確実情報の開示による経営の透明性を確保することも考えられる。

第4に、被監査会社における内部統制構築によるモニタリングへの貢献がある。すなわち、内部統制を構築することによって経営者の行動に対する牽制を行うことを可能にする。同時に、資産の効率的運用や財務諸表監査の効率的実施という経済的效果も生じる<sup>7)</sup>。

このように財務諸表監査とコーポレート・ガバナンスには強い関連があるといえる。そのなかでも、財務諸表監査のもつモニタリング機能により、直接的には各ステークホルダーによるガバナンスが、信頼性付与機能により、間接的には市場経由による投資家によるガバナンス<sup>8)</sup>が期待できる。

内部統制はもともと会計上の、あるいは、経営上の概念であることから、日本の法律・判例において「内部統制」という言葉が登場したのは比較的最近のことだった。

## 2. 内部統制に関するケース

監査役の権限・義務については、会社法381条以下に定めがあり、権限としてとしては同条第1項に「取締役の職務の執行を監査する」と定められている。

この規定は、監査役の権限、なすべきことの基本を定めたものであるが、監査役の権限としては、会社法385条に「取締役の行為の差し止め」、同386条に「会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表」に関する規定が存在する。

監査役は、取締役と同様に任務懈怠の責任を負ったものであると解する。

ケースとして、上記2事例と内部統制に関連したものを取り上げる。

### (1) 概要

#### ① 「大和銀行事件」

すなわち、2000年（平成12年）9月20日に大阪地方裁判所、いわゆる「大和銀行代表訴訟事件」に関して下した判決である。

この事件では、大和銀行ニューヨーク支店の行員による約11億ドルもの巨額損失を発見できなかったとして、当時の代表取締役、ニューヨーク支店長の地位にあった取締役、その他の取締役、および監査役の「善管注意義務」または「忠実義務」が問われた。

これについて大阪地裁は以下の通り述べ、代表取締役および担当取締役の「内部統制の構築義務」、並びに、その他の取締役および監査役の「監視義務」を認めたのである。

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク……の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む規模、特性等に応じたリスク管理体制（い

わゆる内部統制システム)を整備することを要する。

そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから、会社経営の根幹に関わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役はね大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う」。

「この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすべきものと言うべきである」。

この大和銀行事件大阪地裁判決は、取締役十数名に総額829億円もの巨額の損害賠償責任を認めたことで社会的に注目を浴びた。

加えて法律的には、取締役のリスク管理体制を構築する義務を「内部統制」という言葉を用いて初めて明示的に認めたことから、その後の実務に大きく影響力を与えたのである。

そしてこの判決に続き、大阪地裁を含む複数の裁判所で、代表取締役および担当取締役の内部統制の構築義務と、その他の取締役および監査役の監視義務を認める判決や所見が続けて下され、判例上、内部統制の構築や監視が取締役の善管注意義務・忠実義務の一内容として構成されることとなった。

## ② 神戸製鋼所株主代表訴訟事件

まず、総会屋への利益や裏金捻出を巡る神戸製鋼所株主代表訴訟事件においては、裁判所は2002年に、和解により事件が終結する際に、以下のような「所見」を明らかにした。

神戸製鋼所のような大企業の場合、業務の分担が進んでいるため、他の取締役や従業員全般の動静を正確に把握することは事実上不可能であるから、取締



役は商法上固く禁じられている利益供与のごとき違法行為はもとより、大会社における厳格な企業会計規制をないがしろにする裏金捻出行為等が社内で行われないよう、内部統制システムを構築すべき法律上の義務があるというべきである。

そうであるとするれば、企業のトップとしての地位にありながら、内部統制システムの構築等を行わないで放置してきた代表取締役が、社内においてなされた違法行為について、これを知らなかったという弁明をするだけでその責任を免れるということができるというのは相当でないというべきである。

この判決において重要な点は、内部統制が構築されていたとしても、以下の通り、「構築されたシステムが機能していなければ、取締役は責任を免れない」とした点にある。

この点につき、被告らは、神戸製鋼所においても一定の内部統制が構築されていた旨を主張する。

しかし総会屋に対する利益供与や裏金捻出が長期間にわたって継続され、相当数の取締役及び従業員がこれに関与してきたことからすると、それらシステムは十分に機能していなかったものと言わざるを得ず、今後の証拠調べの結果においては利益供与及び裏金捻出には直接関与しなかった取締役であったとしても、違法行為を防止する実効性のある内部統制システムの構築及びそれを通じての社内監査等を十分に尽くしていなかったとして、関与取締役は関与従業員に対する監視義務違反が認められる可能性もある。

企業が内部統制に取り組む際には、ともすれば制度の構築にのみ注力し、その運用がおろそかになりがちである。そのため、上記の点には十分に留意する必要がある。

単に、コンプライアンス部署の設置など組織体制を整備する、あるいは、法令遵守やリスク管理のための規程類が社内存在する、というだけでは十分ではない。

整備された体制・規程類に従い、運営されていることが必要なのである。

新会社法においても、内部統制の構築義務自体は取締役会を構成する取締役  
に存するもの、構築されたシステムの運用はITシステムの担当部署や担当者  
に依るところが大きく、システム担当部門・担当者の果たすべき役割は極めて  
大きいのである。

### ③ その他の事案

そのほかにも、ヤクルト株主代表訴訟事件判決（東京地裁2001年（平成13年）  
1月18日）、ダスキン株主代表訴訟事件判決（大阪地裁2004年（平成16年）12  
月22日判決）、雪印食品株主代表訴訟事件判決（名古屋高裁金沢支部2005年（平  
成17年）5月18日、原審は金沢地裁2003年（平成15年）10月6日判決）など、  
内部統制の構築の義務が問題となった判例は少なくない。

これらの判決においては、対象となる行為があった当時の業界の平均的水準  
に照らして、取締役の義務違反を認定していることから、内部統制の構築・運  
用にあたっては他社の業界事例を参考にしつつ、自社にとって最もふさわしい  
システムを構築・運用していく必要がある。

### ④ 判例上の概念から企業法制の中核的存在

内部統制は、法律的には判例上の概念として登場したが、2002年（平成14年）  
の商法改正により、「委員会等設置会社」については内部統制構築が義務づけ  
られることが法律に明示された（商法特例法21条の7第1項2号、商法施行規  
則193条6号）。

委員会等設置会社とは、「大会社（みなし大会社を含む）で、定款により委  
員会等設置会社をとることを選択した会社」を言う。

そのような会社は、監査・監督の仕組みについて大きく異なる規制に服する。

具体的には、取締役会の役割は、基本的事項の決定と委員会メンバーおよび  
執行役の選任といった監督機能が中心となり、指名委員会、監査委員会、報酬  
委員会の3つの委員会が監査・監督という重要な役割を占める。

また、監督と執行が制度的に分離され、業務執行は執行役が担当し、会社を代表する者も代表執行役となる。

さらに、業務の意思決定も大幅に執行役に委ねられる。2002年（平成14年）の商法改正で新しく導入された制度である。

また、2003年（平成15年）の証券取引法改正により、2004年（平成16年）3月31日を決算日とする事業年度から、有価証券報告書に「内部統制システムの整備の状況」を記載することが義務づけられた。

さらに、2006年（平成18年）5月1日に施行された会社法においては、大会社に対し内部統制構築義務が認められ（362条4項6号、同条5項、会社法施行規則100条1項）、

金融商品取引法においては内部統制の報告書の作成、および、監査人による監査証明が義務づけられることとなった（金融商品取引法24条の3、193条の2第2項）。

以上を要約すると、内部統制は、従来は法律上明示されることはなく、訴訟提起された事案において裁判所が事後的に取締役の忠実義務・善管注意義務に違反したか否かという抽象的な枠組みの中で判断してきた。

その後、商法改正によって委員会等設置会社に内部統制構築が義務付けられる、といった過渡期を経て、今後は会社法や金融商品取引法という企業法務において最も重要な法律に内部統制の構築義務が明定され、名実ともに企業法制の中核的存在の1つとして位置付けられたわけである。

もっとも、内部統制の法制度における位置づけが変わったとしても、従前の判例は引き続き実務において影響力を持つ。

学者の間でも、判例が今後どこまで意味を有するかについて盛んに議論されているが、少なくとも判例が無意味になるということはなく、裁判所が今後、内部統制の構築に関する取締役の責任を、従前の判例よりも低く認定するようなことはない、という点はほぼ一致しているようである。

従って、「構築されたシステムが機能していなければ、取締役は責任を免れ

ない」は許されない（運用も大切）、あるいは、業界の平均的水準を押さえる、という判例の傾向を十分に踏まえた上で、会社法や金融商品取引法に基づく内部統制の構築を行うことが重要である。

## （2）ケース

株式会社の取締役は、会社に対して善管注意義務（会社法330条・民法644条）、忠実義務（会社法355条）を負っており、取締役がこれらの義務に違反して株式会社に損害を与えた場合には、会社に対してこれを賠償する責任を負っている（会社法423条）。

平成5年に商法が改正（財産上の請求でない請求に係る訴えとして、印紙代が低額に固定）され、株主代表訴訟の提起が容易になって以降、株主が会社のために取締役の責任を求める訴訟の提起は広く行われるようになった。

その典型例は、プロジェクトへの参加・投資や関連会社への融資が最終的に会社への損害を与えたようなケースが多く、この場面においては、原則としていわゆる経営判断の原則が妥当する。従って、取締役には広い裁量を与えられていると考えられ、「過去の経営上の措置が善管注意義務及び忠実義務に違背するとしてその責任を追求するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいはその意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当」とされており、こうした経営判断の原則を採用して取締役の責任が否定されているケースは少なくなかった。

しかし、近時、法令違反や重大な事故の隠蔽が大きくマスコミに取り上げられ、その結果会社経営そのものが危うくなるようなケースが散見されるようになり、取締役ら経営陣の責任が社会的にも法的にも追求される場面が増えてきた。

これと並行して、コンプライアンス、CSRといった言葉が定着しつつあり、会社の法令遵守に対する社会的な期待・要求は日増しに強くなっているといっ

でも過言ではなく、会社法の制定においても、これを組織的に担保する仕組みとして内部統制システムの構築義務（348条3項4号・4項 施行規則98条362条4項6号 施行規則100条）が明文化されるに至った。

こうした流れの中で、特に法令遵守義務と違反行為を防止するための効果的な内部統制システムの構築義務というものは、より高度なレベルで取締役に要求されるようになってきていると考えられ、また企業不祥事発生時の危機管理体制や対応方法についても、より高度な注意義務が課されるようになってきていると思われる。

以下、ケースを1事例掲げる

経営者自体による責任事例

### (3) ニイウスコー社事例

ニイウスコー株式会社は、金融機関向けの金融戦略支援システムの販売を目的として、平成4年7月、日本アイ・ビ・エム株式会社（出資比率35%）と株式会社野村総合研究所（出資比率35%）の合弁会社として設立された。平成14年4月に東証2部に上場し、平成15年6月には、東証1部に指定替えになっている。平成18年6月期までは高収益の状態が続いているし、同期末の自己資本比率が38.5%もあり、血統や、財務数値、規模の面から見ても、堂々とした優良会社である。

そのニイウスコーが、平成19年度12月末278億円の債務超過に陥り、その後上場廃止となる。又、創業者として、経営者として責任を問われ、刑事事件として、立件されるに至った。

ニイウスコー社の粉飾決算問題が発覚、経営陣が社員に架空取引の方法を指示した証拠なども出てきているということから、「経営陣が指示をしたことを示すメモ」など、それなりに確証があって今回の強制捜査に至った。

仕掛品や棚卸資産、販売商品等について、内容が空っぽのCD-ROMが使われていた。

しかし監査法人による監査の際には中身の入ったCD-ROMを示していた。

システム開発会社による架空循環取引に「空のCD-ROM」が使用されることは、当時の常とう手段だったものと思われるが、これは在庫商品の価値が10億なのか100円なのか外からはわからないという問題があった。

監査法人による監査の際には中身の入ったCD-ROMを示していたとあるが、たとえ中身が入っていたとしても、普通の会計監査では中身の価値がどれほどかはわからない、そこまで会計監査で調査することはなかったものと推測される。

システム開発といっても、一から完成まで、すべての過程を当該開発会社で制作するのではなく、たとえば95%まで完成させて、あとの5%は別のソフトハウスに委託もしくは販売して完成品（ユーザー提供品）に至るケースもある。その場合、たとえ監査法人がシステム監査専門部隊を連れてきて、在庫商品の価値を調べようとしましても、それが「95%の完成度」かどうかはなかなか判明しないのが現実である。

さらに、強制捜査の対象となっている平成18年当時といえば、監査法人とシステム開発会社における関心の的は、ソフト開発会社の売上計上基準に関する「会計基準の改正問題」ではなかったかと推測される。純額主義か総額主義か、という問題であり、システム開発会社が販売する商品について、本当にその会社が付加価値を付けて販売しているのか、それとも商社的取引によって販売実績を上げているのか、という問題である。

ソフト開発会社にとっては売上至上主義のようなところがあるので、監査法人としても、流通におかれている商品について、当該システム開発会社がどれだけの付加価値を付けて販売していたのか、という点に最も注意を払って監査をしていたのであり（リスク・アプローチ）、それ以上に、架空循環取引が行われていた可能性までは（よほど、明白な証拠でもないかぎり）認識していなかったのではないと思われる。

金融機能や保証機能を有する「介在取引」と、「架空循環取引」との区別について、どちらも資金もモノも動く取引ですから、外観的にはほとんどわから

ない。今回のように30社以上が介在しているような循環取引だと、介在している会社自身もおそらく架空循環取引である、と確信していたところも少ないものと思われる。

したがって、私は原則として、監査法人は架空循環取引について、一般の監査手続きのなかで発見し、これを指摘することは困難ではないかと考えるが、厳格監査をすれば、必ず発見は、出来るはずであると考えます。

架空取引の道具として活用しているときは、普通の倉庫に別の商品と一緒に保管していたり、他社に製品が存在している場合にも、預かりなのか販売なのか、よくわからない状況のままであった。

循環取引は、売上高や利益の水増しに利用されることが多いのであるが、ニイウスコーの粉飾では、循環取引を金融目的に利用することによって、負債隠蔽のパターンの粉飾に仕立てた非常に巧妙な粉飾になっている。

その創業経営者は、日本アイ・ビー・エムの出身で創業当時から日本アイ・ビー・エム（株主）に対して、重い責任を負っていたといえる。創業1年目から黒字の利益を計上しており、その中味について、疑いをもたれている（期をまたいでの架空計上）。そして、売上の拡大と共に、その粉飾はエスカレートしていくのである。当然の如く、株式上場時には、財務関係のデューデリジェンスが行われるが、その審査内容にも疑問が残る結果となる。経営陣又は監査法人は、創業経営者の暴走を止める役割があるにも係わらず、粉飾という特異性はあるにしても回りの取り巻く経営陣は、認知していたはずである。

創業経営者は、最初は、否認をしていたが、犯罪を認める供述をし、刑に服すことになる。

公開会社ということで、第三者に対して、多大な損害を負わせた罪は、大きいと考える。

それと同時に、創業経営者を牽制する立場の人たちの無能さを感じると共に、中小企業を中心とするオーナー会社にありがちな面を露呈したことになる。

以上より会社や組織のリスクマネジメントと同様に、個人としての経営者の

リスクマネジメントも重要であると考え。会社において、内部統制などシステムとしてガバナンス（統治）を強化すると共に、ハンドリングをしている人の面におけるガバナンスが重要であると考え。

●このケースは、代表取締役を中心に、経営の暴走による粉飾である。取締役の責任と同時に監査役の任務懈怠による責任を問われる。このケースであると社外監査としての監査法人に対しての責任も問題となるであろう。

#### (4) 内部統制システムの構築を巡る判例の考え方

「内部統制システム構築の法的義務・責任」は、誰の誰に対するものであるのか。

会社法は、基本的に取締役会にその義務を課しているので、取締役会が責任者ということになる。しかし、法的な性質としては、取締役会を構成する個々の取締役の会社に対する義務・責任ということになろう。また、業務執行としての内部統制システムの構築責任を考えると、業務執行取締役あるいは執行役のうち、内部統制システム担当者の会社に対する義務・責任ということになる。役員を認める場合も、具体的な損失発生を防止を怠ったことにその根拠を求めており、商法あるいは会社法が取締役会に求めている、内部統制システムの構築を怠ったことを根拠とするものではない。むしろ、そのような内部統制システムは一応構築されていたことを認定している。内部統制システムの整備の内容は、取締役の広範な裁量に委ねられる（大和銀行事件判決）。つまり、取締役としては、その判断で、相当と思われる内部統制システムを構築すれば、義務を果たしたことが推定され、これを義務違反と主張するものが立証責任を負うことになる。内部統制システムの整備も経営判断の問題と捉えれば、当然の帰結ともいえる。

#### (5) 役員のとるべき対応

上記判例で概観してきたように、役員の仕事に対する損害賠償義務の問題と



しては、代表取締役や業務担当取締役はリスク管理等のために内部統制システムを構築し、これに基づいて個々の取締役の職務執行を監視する義務を負うが、このような体制が構築されて監視が行われている場合には、個々の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、監視義務違反の問題は生じない<sup>9)</sup>との考え方が定着している。

内部統制システムの構築責任が、法律上規定されたからといって、役員責任が加重されたというわけではない<sup>10)</sup>。業務の効率性を考慮しながらリスク管理体制の整備を図ることは、経営者として当然であることに法改正前後で変わりはない。

ただし、内部統制システムの概念が整理され、具体化されれば、当然これに沿った職務としての内部統制システムの構築義務が生ずる。役員は今後の内部統制システムの議論の進化には注意しなければならない。その点、「財務報告の適正」については、前述のとおり評価・監査の基準が示されたので、これに明らかに反すれば善管注意義務違反を問われることとなる<sup>11)</sup>。

問題は、日本の民事訴訟の構造上、役員責任が会社に対する損害賠償責任という形でしか判断されないことである。内部統制システムの整備を怠っても、問題となった事故による損害との相当因果関係がなければ、役員損害賠償責任は生じない。一方、因果関係が認められれば、多額の賠償責任を負担させられる<sup>12)</sup>。

経営者の責任は、必ずしも損害賠償責任に結びつく法的責任だけとは限らない。「経営判断の原則」もそのような考慮から生み出されたものである。判例が、内部統制システムの大綱の決定を取締役会の責任としながらも、経営判断の問題として取締役の広範な裁量に委ねたことはやむを得ない面もある。

このような漠然とした職務を法律で規定することに意味があったのかという疑問も湧くが、取締役としては、企業運営に当たって、常に心得ておかなければならないテーマであることは明らかである。前記判例に従う限り、内部統制システムの構築義務に反したとして損害賠償義務を負担させられる可能性は低

いが、役員職務としての内部統制システムの構築責任があることは明らかとなった。監査委員会あるいは監査役という組織内のモニタリングに加え、外部からのモニタリングなどによって、内部統制システムが健全に機能することを確保しなければならないのである。判例が、「リスク管理体制」を重視していることから、役員にとっては当該企業にとっての主要なリスクが何であるかを検討することは必須である。これを怠ると、役員個人の損害賠償責任に繋がる。もっとも、内部統制システムは役員個人の責任を問題とするものではなく組織全般の意識・環境の問題である。この点についての内部統制の責任者の意識を高めることが重要である。

### 3. 監査役の責任に関する考察

#### (1) 解釈論（私論）

##### ① 会社法429条の拡張解釈

会社に対する責任は、「任務懈怠責任」として監査役は、その任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負っている（会社法423条1項）。

今日のような株式会社制度が発達して、「所有と経営の分離」が行われるべきものとされている現代社会における株式会社の役割を考慮し、取締役の職務執行権限の拡大によって生じうる危険から、第三者を保護しようとする規定であることを意味する。また、現行の企業会計の基本目的が一般投資家の保護の見地から企業の収益力を示すという動体的会計思考へと移っていったことをも考慮すると会社法429条の適用範囲は、本来的に拡大される傾向にあることを肯定すべきと解する。監査役が取締役と同様に会社の役員として、第三者との関係において、積極的に対外的または対内的な行為をしてきたかであるので、会社の経営内容に関係なく会社法429条を適用すべきである。

よって、会社における監査役の第三者に対する責任（取締役と同様に）も同様に会社法429条の拡張解釈によって、責任を追及できると解するのが妥当で

ある。

そして、他の監査役も賠償責任を負うときは、連帯債務者とされる（会社法430条）。

## ② 人格否認の法理との併存適用

通説のように、形式的形骸化の徴表の有無が否認の可否を決するのであれば、親子会社における法人格否認は難しく、法人格否認はもっぱら小規模会社に適用される法理となるが、それでよいか。下級審裁判例の中には、親子会社の場合には、形式的形骸化の徴表がなくても従業員等「受動的債権者」からの主張であれば、否認をみとめてもよいとしたものもある。

通説の「形式的形骸化論」には疑問があること明らかであるが、かといって、「実質的支配論」や客観的濫用説をとったところで、問題の解決にはならない。否認の要件が不明確であるという批判は、それらの説にもあてはまるからである。

法人格否認の法理は、小規模会社・親子会社を規制する会社法（たとえば過小資本の規制）または取引法（たとえば外観保護法理）が未発達な状態で生ずる不衡平を調整するための一般条項に過ぎず、したがってその適用事例を包括する要件を探求しても無内容であるから、その試みは放棄し、むしろ個別具体的要件の明確化（たとえば「過小資本」とはいかなる場合か）が要件論として重要であると考えている。

最高裁は、実体法上法人格が否認される場合でも、手続きの明確・安定をおもんずる訴訟または強制執行手続きにおける同法理に基づく既判力、執行力の拡張は認められない、という。しかし下級審には、支配株主等または会社の一方に対し開始された強制執行に他方が第三者異議の訴を提起した場合に、法人格否認により後者は「第三者」でなくなるとの理由で請求を排斥した例が少なくない。

学説にも、支配株主等または会社の一方の訴訟追行により他方の手続権保障の要請が満たされるケースがあるとして、法人格否認による判決の効力の拡張

を認める見解がすくなくない。上記において、限定解釈をしつつも純粹持株会社には、該当すると考えられる。

純粹持株会社においては、法人格否認の法理の併存適用が妥当と解する。

法人格否認の法理の必要性は大であるが、法人格否認の法理を認める場合において制限的に解釈が生じる背景にはこの法理が一般条項的性格を有するからである。

すなわちこの法理が一般条項である限り、その適用要件は明確なものとならない。

そこで、法的安定性のためには既存の法規を最優先し、要件を明確な個別的法規で解決できないような場合に最後の手段とした位置づけるべきである。

もしくは、法理のままであるという弾力的有利性を捨てて法制化すべきであると解する。

(私論) 親子会社法制等に関する問題点を中心に

## (2) 問題点の内容および趣旨

### ① 親子会社をめぐる株主等の保護(見直しの必要性)

親子会社法制について、親会社の株主並びに子会社の株主及び債権者のより一層の保護を図るため、見直しをすべきであると考ええる。

そして、対象とする「親子会社」の範囲については、なお検討することが予定されている。なお、この点については、現行の親子会社と同一とすべきであるとの意見、親会社の総資産の額に対する子会社の株式の価額の合計額の割合が50%を越える場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第3項参照)とすべきであるとの意見、何らかの実質的な基準によるべきであるとの意見及び事項ごとに対象とする親子会社の範囲を決定すべきであるとの意見がある。

## ②（親会社等の責任）

親会社の取締役の子会社に対する行為により子会社に損害が生じた場合には、親会社又はその取締役は、子会社に対し損害賠償責任を負うこととすべきである等親会社の監査役等の責任（取締役と同様に）を明文化すべきと考える。

そして、損害賠償責任の要件、子会社の株主が、親会社又はその取締役に對し株主代表訴訟を提起することができる、子会社が親会社と子会社との利益相反する取引をするには、子会社の取締役会の承認を要する（会社法365条2項参照）などが検討されるべきである。

## （3）監査役等の責任に関する立法の提案

①親会社が、子会社に対して、株主権の行使以外に何らかの形で影響力を行使することは想定されておらず、その影響力の行使によってもたらされる結果に対する責任についても明確な規定は存在しない。このことから、近時の企業組織変更の進展や持株会社の解禁に伴い、現行会社法の規定では、親会社の株主や子会社の株主・債権者を十分保護することができず、立法的な手当が必要であると解する。

②グループ全体の利益確保等を目的とした親会社の取締役による子会社に対する影響力行使により、個別の子会社が不利益を被る（資金管理の主導権が親会社にあるために、利益操作の手段として子会社を使うケース）など可能性は否定することはできない。

したがって、親会社又はその取締役が子会社に対して損害賠償責任を負担する場合が生ずることも、理論的にはあり得るものと考えられる。しかし、これらの問題に関しては、現行の会社法又は民法の解釈によることで概ね解決が図られてきているとの見解もあるが、責任規定の明確化を図るべき法制化をすべきであると解する。

監査役は、取締役の業務を監査が主業務である監査役に対する責任規定を明確にすべきであるという課題も重要である。

コーポレート・ガバナンスは、効率経営と遵法経営の両面をもっている。どちらを優先すべきか企業経営の立場からは、前者であろうがルール違反のガバナンスは、国際ルールでは通用しないであろう。

監査役の果たす役割（取締役と同様に）は、重大であり責任は益々過大であると解する。その点で、今回は触れなかったが、牽制機能としての社外取締役・社外監査役にも及ぶ重要な問題が潜在化されているのではないかと考える。

#### 4. 今後の課題

監査役的重要と共に、社外からの監査の重要性が問われる時代である。会計分野において、IFARS（国際財務報告基準）の日本での導入に基づく課題は、山積されていると考える。

企業の情報開示が益々重要である。情報開示の仕組みの中でも、誤った情報が開示されることを抑止する歯止めとしての役割を果たしうるのが監査であろう。

また、会社法上の会計監査人設置会社、金融商品取引法上の有価証券届出書提出会社や継続開示を行う会社であれば、公認会計士または監査法人という専門家による監査が法律上、求められることになる。この専門家による監査が、不正確な情報開示を抑止する最終的な歯止めとなるものと思われる。ところが、粉飾決算に関する事件は絶えず、また、カネボウの粉飾決算においては会計士がこれに加担するといった問題が発生した。

この状況を受けて昨年、公認会計士法の改正もなされた。そこで、この公認会計士・監査法人による監査について、監査を行うにあたり公認会計士等が十分な能力を発揮しているか否か、その障害となるものは何かといった点に対する分析をおこなうこと、および、この分析を踏まえて公認会計士・監査法人がより能力を発揮しやすい法制度の解釈や立法について、会社法、金融商品取引法、公認会計士法といった公認会計士監査に関わる規整について横断的に検討することは十分に意義深いものであると考える。

米国においては、監査人の行動を分析した上で、法制度を検討することが行

われている。そこで、これらの議論を検討していきたいと考える。この考察を通して、監査等の専門家による抑止に関する制度について、さらなる検討を進めていきたい考えている。

監査役は、「トラブル」について、業務執行側がダメージコントロールに失敗し重大な企業不祥事となり損害を拡大させた場合には、取締役の善管注意義務違反・忠実義務違反について監査する必要に迫られている。そのため、監査役は「トラブル」が企業不祥事になり損害が拡大する可能性がある場合には、業務執行側はどのような対応をすべきかといった危機対応の知識も必要である。

**【参考文献】**（脚注に掲げたものを除く）

- 澤口実〔2005〕『新しい役員責任の実務—最近10年間の裁判例の分析—』商事法務
- 鳥羽至英〔2005〕『内部統制の理論と実務—執行・監督・監査の視点から（普及版）』国元書房
- 若杉敬明〔2005〕「現代経営とコーポレート・ガバナンス—株主の責任と経営者の責任—」、神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社 神田秀樹〔2005〕「会社法の現代化とコーポレート・ガバナンス」、神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社
- ミルハウプト・C・J〔2005〕「制度改革としての〔選択〕—日本のコーポレート・ガバナンスの改革をめぐる—」、神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社
- 荻野博司〔2005〕「商法改正とコーポレート・ガバナンスの10年」、神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社
- 弥永真生〔2005〕「ディスクロージャーとガバナンス」、神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社
- 平田雅彦〔2005〕『企業倫理とは何か—石田梅岩に学ぶCSRの精神』PHP研究所
- 柿崎環〔2005〕『内部統制時代の法的研究』日本評論社
- JOHN C. COFFEE JR〔2006〕、GATEKEEPERS、Oxford University Press、Inc. New York

- 大谷郁夫〔2007〕『企業不祥事を防ぐ内部統制システム』中央経済社  
鳥飼重和、青戸理成〔2008〕『内部統制時代の役員責任』商事法務  
蟹江章〔2008〕『会社法におけるコーポレート・ガバナンスと監査』同文館出版  
江頭憲治郎〔2009〕『株式会社法』第3版 有斐閣  
井端和男〔2009〕『最近の粉飾』第2版 税理経理協会  
井端和男〔2009〕『黒字倒産と循環取引』税理経理協会  
鳥羽至英〔2009〕『財務諸表監査 理論と制度 基礎編』国元書房  
鳥羽至英〔2009〕『財務諸表監査 理論と制度 発展編』国元書房  
佐藤利昭〔2010〕『監査役制度の形成と展望』成分堂

## 【脚注】

- <sup>1</sup> 第15条（内部統制システムの整備状況の監査）
- ①監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模および事業内容等に照らして適切に構築しているかを監視し検証しなければならない。(1) 取締役および使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制 (2) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制 (3) 財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制
- ②監査役は内部統制システムの構築状況および運用状況についての報告を取締役から定期的に求めなければならない。
- ③監査役は前項に定める報告のほか、内部監査部門等との連係および会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。
- ④監査役は内部統制システムに関する監査の結果について、適宜取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役に對し内部統制システムの改善を助言または勧告しなければならない。
- <sup>2</sup> 別冊商事法務277号監査役監査基準の全面改訂16頁
- <sup>3</sup> 監査役監査基準の他の条項で内部統制システムに関連するものとして、22条（監査計画および業務の分担）、27条（監査役監査の環境整備）、29条（内部監査部門等との連係）34条（子会社の調査等）、35条（会計監査人との連係）がある。前掲別冊商事法務277号110頁
- <sup>4</sup> 監査の起源については、Wallace[1986]chap.2、WattsandZimmerman[1986]p.197参照。



- <sup>5</sup> 3つの機能については、Wallace[1986] 他参照。モニタリング機能は、経営者の行動をモニタリングする機能である。信頼性付与機能は、経営者が公表する財務諸表に信頼性を付与する機能である。保険機能は、財務諸表に対する保険としての機能と政治家が財務諸表監査に対して自らの批判を回避する保険としての機能である。
- <sup>6</sup> 龍田[2003]は、株主と証券市場の役割が特に重要であると主張している。
- <sup>7</sup> 経営者に関して財務情報を提供することにより、経営意思決定を効率的に行うことを可能にするという副次的効果もある。
- <sup>8</sup> 岡部[1998]も、市場への会計情報提供による、市場メカニズムの働きを通じた経営者への規律づけ、経営者行動のコントロールの重要性を指摘している。
- <sup>9</sup> 岩原紳作「大和銀行事件代表訴訟事件第一審判決と代表訴訟改正問題(上)」商事法務1576号14頁
- <sup>10</sup> 森田章は、内部統制の設置義務の履行状況は、営業報告書においてこれに関する取締役会決議の概要が記載されるだけであり(商法施行規則104条)、商法の内部統制システムに関する基準が、取締役の善管注意義務の内容をなすものか明らかでない、とする。月刊監査役504号別冊付録・森田章「内部統制システムの設置・維持の法的意義」16頁
- <sup>11</sup> 会社法432条1項は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定した。
- <sup>12</sup> 大和銀行事件をきっかけに賠償額の制限が法定されたが(商法266条7項)、数千万円の賠償額は日本の役員にとって、なお負担が小さいとはいえない。

(むぎしま さとし 本学非常勤講師)